日本ロケット協会 会則

「総則]

- 1. この会は日本ロケット協会(Japanese Rocket Society: JRS)という。
- 2. この会はロケットをはじめ、宇宙関係の技術および科学の進歩、発展ならびに普及に寄与し、あわせて国際的な協力を推進することを目的とする。
- 3. 事務局は外部に委託する。委託先は理事会の同意を得て決定する。

[事業]

- 4. この会は第2項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1)研究、調査の発表ならびに講演会、見学会などの開催
 - (2)会誌その他図書などの刊行
 - (3) 文献、資料の収集
 - (4) 内外の関連学会、宇宙関係団体との連携、情報交換
 - (5) その他この会の目的達成に必要な事業
- 5. 会員は宇宙技術および科学に従事し、あるいはこの会の趣旨に賛同し、会の活動に協力 する者とする。
- 6. 会員は名誉会員,正会員, 賛助会員、協賛会員、インターネット正会員およびインター ネット学生会員とする.
 - (1)名誉会員は、本会に対してあるいは宇宙技術および科学の分野で功労のあった者で、 名誉会員または理事会が推薦し、会長が認めた者とする。 名誉会員は会費を免除する。
 - (2)正会員は、第5項に該当し、所定の会費を納入する者とする。
 - (3) 賛助会員は、第5項に該当する団体および個人で賛助会費を納入する者とする。
 - (4)協賛会員は、第5項に該当する団体および個人で、会が定める協賛会員費を納入する まのとする
 - (5)インターネット正会員は第5項に該当する個人で、会が定めるインターネット正会員 費を納入するものとする。
 - (6) インターネット学生会員は、第5項に該当する個人で、学生証等で所属が確認できる場合に、会が定めるインターネット学生会員費を納入するものとする。学生の身分を 逸した際には正会員またはインターネット正会員に移行することができる。
- 7. 会員はこの会が収集した情報、資料、調査内容などの利用に関して便宜が与えられ、講演会、見学会その他この会の行う事業に参加することができる。なお、インターネット会員(正会員および学生会員)は、会が出版する印刷物の電子版についてのみ会の運営するホームページ上で閲覧することができる。
- 8. 会員がこの会を脱退しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。この場

合、既納の会費は返却しない。

9. 会員がこの会の趣旨に反し、体面を著しく傷つけた場合あるいは細則に定める条件に該当する場合は、理事会の議を経てこれを除名することができる。

又、細則に定める条件を満足する者は休会する事ができる。

「役員]

10. この会には次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 20 名程度

会計監事 2名

- 11. 会長は前会長が推挙し、理事会の同意を得て決める。会長はこの会を代表し、理事会、総会を招集し、その議長となり会務を総括する。
- 12. 副会長は会長が任命する。 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 13. <欠番>
- 14. 理事は、名誉会員、賛助会員の代表者および正会員(インターネット正会員含む)の中から正会員の投票により選挙する。選挙方法は細則に定める。

会長は理事の中から担当理事を任命できる。担当理事は会計担当理事、編集担当理事、 庶務担当理事、企画担当理事等を言い、それぞれ会の会計、刊行物の編集、庶務事項、 企画等を担当する。

- 15. <欠番>
- 16. 会計監事は、正会員(インターネット正会員含む)の中から正会員の投票によって選挙 する。選挙方法は理事選挙に準ずる。
- 17. 役員の任期は年度初めに行われる総会での承認を得た時点より 2 年間とする。ただし、再任、重任を妨げない。役員はその任期満了後であっても、後任者の就任まではその任務を行うものとする。会長、副会長、理事及び会計監事に欠員が生じたときは、理事会の承認を得てこれを補充する。補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

[理事会]

- 18. <欠番>
- 19. <欠番>
- 20. 理事会は、会長、副会長、および理事で構成する。 理事会は、この会の運営に必要な事項を審議決定する。

理事会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

会長は会務遂行のため、必要に応じ理事会を招集する。

21. <欠番>

「総 会]

22. 総会は年1回、年度の初めに開催する。

この会の予算、決算は、総会の同意を得なければならない。

会則の変更、ならびにこの会の解散およびこれに伴う財産の処分を行う場合は、総会の 同意を得なければならない。

会員の4分の1以上の要求があった場合は、2ヶ月以内に臨時総会を開催しなければな らない。

「委員会」

23. この会は必要に応じ、理事会の承認得て研究委員会等を設置できる。

委員会は役員を含む正会員、および外部機関の専門家で構成する。

委員会は必要とされる時に発足し、当該業務が終了した時点で理事会の同意を得て解散

委員会が経費を必要とする場合は理事会に申請し予算処置をとらねばならない。

- 24. <欠番>
- 25. <欠番>
- 26. この会に編集委員会を置く。編集委員会はこの会が発行する刊行物の編集、審査を行う。
- 27. <欠番>

「事務局〕

28. この会の会務を処理するため事務局を設ける。事務局は外部に委託し、委託先は理事会 の同意を得て決定する。

「協会賞]

29. 本会は当該年度に宇宙技術および科学の分野で著しい成果をあげたと認められる者を、 理事会で審議の上、理事会の承認を得て表彰する。

「会計]

- 30. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 31. この会の経費は次の収入をもってあてる。
 - (1)年会費

正会員 4,000 円 3,500 円

インターネット正会員

インターネット学生会員1,000 円賛助会員一口200,000 円協賛会員一口50,000 円

- (2) 寄付及び補助助成の金品
- (3) その他の収入
- 32. ISCOPS の日本開催費等の JRS 主催シンポジウム開催費として資金積み立てを行う。 当該口座の名義は庶務担当理事(羽生宏人)とする。なお、当該担当理事の変更があった場合は、総会にて了承された役員体制から会長が庶務担当理事を速やかに指名し、口座名義の変更を行う。

[細 則]

- 33. 理事は理事会に於いて推薦され、信任投票により正会員の過半数の信任を得た者とする。
- 34. 会費の滞納が3年を越える者は除名の対象となる。理事会は、当該会員に対して出版物の送付停止を行うと共に、出版物電子版の閲覧を制限する措置を講じる。
- 35. 海外に長期間滞在する場合は、本会に申告し理事会の承認を得て休会することができる。

「付 則]

- 36. この会の運営に必要な細則は理事会が定める。
- 37. この会則は昭和 31 年 9 月 4 日より施行する。

備考	昭和31年9月4日	施行
	昭和34年4月1日	一部改正
	昭和49年4月1日	一部改正
	昭和 52 年 5 月 17 日	一部改正
	昭和61年12月6日	一部改正
	平成6年5月12日	一部改正
	平成13年6月7日	一部改正
	平成 19 年 6 月 14 日	一部改正
	平成 24 年 5 月 11 日	一部改正
	平成 27 年 7 月 2 目	一部改正